

大分県地域密着型サービス等外部評価機関選定要領

大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、外部評価機関の要件、選定手続等について、次のとおり定める。

1 評価機関の要件

- (1) 法人（県内に事務所を有する法人に限る。）であること。
- (2) 県内全域を外部評価の実施地域とすること。
- (3) 2の要件を満たす評価調査員を、必要数確保していること。
- (4) 要綱第7に定める評価審査委員会を設置していること。
- (5) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載して公表することとしていること。

また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

- (6) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
 - ① 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領（別紙4参考例）
 - ② 外部評価の実施に関し、外部評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書（別紙5参考例）
 - ③ その他県において定める事項
- (7) 次の例のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、県として当該法人に外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。
 - ① 当該法人が自ら事業所を設置運営していること。
 - ② 当該法人の理事会等の構成員の多数が、事業者の役員又は構成員によって占められているとき。
 - ③ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。
 - ④ その他公正中立な立場で外部評価を実施することができないと認められるとき。
- (8) 運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第7条第1号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けていないこと。

2 評価調査員の要件

- (1) 評価調査員は、県が指定した法人が実施する調査員養成研修（別紙6）を受

講しているものであること。

ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱って差し支えない。

(2) 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不相当と認める事由がない者であること。

(不相当である例)

- ア 事業所を運営している者
- イ 事業所に勤務している者
- ウ 事業者により組織される団体の役職員

3 評価機関の選定手続等

(1) 県から評価機関としての選定を受けようとする法人は、県に次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ① 地域密着型サービス等外部評価機関選定申込書（様式第1号）
- ② 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- ③ 評価調査員名簿、経歴書及び評価調査員が2の(1)に定める研修を修了したことを示す書類
- ④ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
- ⑤ 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書
- ⑥ 外部評価の業務を担当する部署の機構図、事務分掌及び担当職員名簿
- ⑦ 評価手数料及び算定根拠
- ⑧ 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- ⑨ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑩ 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を定めた外部評価実施要領
- ⑪ 外部評価の実施に際し、事業者との間で締結する契約書のひな型
- ⑫ 暴力団排除に係る誓約書（様式第8号）
- ⑬ その他県において必要と認める書類

(2) 県は、提出された書類を審査し、当該法人が上記(1)の要件を充たすと認められるときは、評価機関として選定し、地域密着型サービス等外部評価機関選定書（様式第2号）を交付するものとする。

(3) 県は、評価機関を選定したときは、当該評価機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数、選定の有効期間等の情報を、県内の事業所に通知するものとする。

- (4) 選定の有効期間は、選定の日から3年間とする。
- (5) 評価機関は、選定の有効期間の満了後においても引き続き選定を受けようとするときは、有効期間満了の60日前までに県に対し次の書類を提出し更新の審査を受けるものとする。
- ① 地域密着型サービス等外部評価機関選定更新申込書（様式第3号）
 - ② 3の（1）の②から⑫までに掲げる書類。ただし、その内容が当初申込の際に提出されたものと同様である書類については、提出を省略できるものとする。
- (6) 3の（2）及び（3）については、選定の更新の場合に準用する。
- (7) 評価機関は、選定を受けた後に（1）の内容いずれかに変更が生じたときは、地域密着型サービス等外部評価機関変更届出書（様式第4号）により変更後の当該書類を添付して、遅滞なく県に届け出るものとする。
- (8) 県は、変更の届出内容を審査した結果、必要があると判断した場合には、評価機関の変更内容を事業者へ通知するものとする。
- (9) 評価機関は選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、地域密着型サービス等外部評価機関事業廃止届出書（様式第5号）により廃止の理由を付して県に届け出るものとする。
- 県は、当該届出を受理したときは、県内における事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な手当を行うものとする。

4 評価機関に対する調査

- (1) 県は、評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するとともに、選定の要件その他外部評価の実施に関して必要があると認める場合は、評価機関に対し書類の提出を求め、評価機関の職員から事情を聴取する等必要な調査を行うことができるものとする。
- (2) 評価機関は、前記（1）の調査がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- (3) 評価機関は、毎年、翌年度の8月末までに、実施状況報告書（様式第7号）により、県に実施件数等を報告することとする。

5 評価機関の選定の撤回

- (1) 県は、評価機関が次のいずれかに該当する場合は、選定を撤回できるものとする。
- ア 評価機関がその選定要件を欠くに至ったとき。
 - イ 外部評価の信頼性を損なうような評価を行ったとき。
 - ウ 外部評価に関し、事業者から評価手数料とは別に金品等を受け取ったとき。
 - エ 守秘義務に違反したとき。

オ 法令に違反したとき。

カ 4の(1)に規定する調査を拒み、妨げ、又は調査に対し虚偽の回答を行ったとき。

キ その他評価機関として公正中立な立場で外部評価を行うにふさわしくないと認められる行為があったとき。

(2) 撤回の手續等については、次のとおりとする。

ア 県は、評価機関について撤回の事由たる具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を撤回するものとする。

イ 県は、選定の撤回に当たっては、評価機関に対して、地域密着型サービス等外部評価機関選定撤回書(様式第6号)により通知するものとする。

6 その他の留意事項

県は、管内の事業所設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべての事業所について少なくとも1年に1回の外部評価を実施することが可能な評価調査員の数を確保することとする。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 「大分県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要領」(平成17年4月11日制定)は、廃止する。

3 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

5 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

6 この要領は、令和3年4月1日から施行する。